

お客様各位

新年明けましておめでとうございます。  
毎々格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 24 年度も「長引く不況、未だ見通しが立たない東日本大震災の復興、原発問題」など多くの問題を抱えながら、何も先に進まず過ぎてしまったような気がします。

明るい話題といえば、師走の衆院選における自民党政権の誕生により、株高・円安が期待され、日本経済に薄日が差してきた事でしょうか。

平成 25 年度は、私たち中小零細企業が企業力を高め、本当に強い日本を創造してゆく正念場の年だと思います。

本年も、皆様のご期待に添うべく、所長所員一同燃えておりますので、なにとぞ倍旧の支援のほどお願い申し上げます。

## 須黒会計インフォメーション

平成 25 年 1 月号

### I N D E X

- 1 . 【経営情報】 [復興税制](#)
- 2 . 【会計税務】 [雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度](#)
- 3 . 【ヒント・ヒント】 [ハードル](#)
- 4 . 【お役立ち情報】 [経営体力診断のご提案](#)
- 5 . 【セミナー情報】 [今後のセミナーのご案内](#)

- 1 . 【経営情報】 [復興税制について](#)

もう皆さんすでにご存知だとは思いますが、東日本大震災からの復興に使う予算の財源を確保するため、法人については平成 24 年 4 月 1 日開始の事業年度より、個人の所得税については平成 25 年 1 月より復興税が加算されます。個人の住民税については平成 26 年度分より均等割が 1000 円加算されます。

法人税については法人税額に 10% 上乗せされ、3 年間課税されます。

所得税については所得税に 2.1% 上乗せされ、25 年間課税されます。

給与所得者の場合は 1 月に受け取る給与から、復興税が加算された源泉徴収税額になりますので、給与支払いの際には源泉税の税額を間違えないように気を付けてください。(昨年末に税務署より届いた源泉徴収税額表をお使いください。)

源泉所得税は個人の給与以外に、税理士等の報酬や外注費、また預金の受取利息や配当金の源泉税も対象となります。

外注費の支払い時や利息の受け取り時の会計処理をする際にも注意が必要です。

また、法人については法人税に係る復興税より、受取利息等に係る源泉所得税分の復興税を控除することができます。

では、ここで少し考えてみましょう。所得税に 2.1% 上乗せするといったいどの程度の増収になるのでしょうか？所得税の年間の税収は国の税収の中では一番多く、平成 23 年度の予算では 13 兆 4900 億円となっております。(財務省 HP より)

単純に上記の税収に 2.1% を掛けると 2832 億円となります。実は、この税収は酒税とたばこ税を合わせた税収 2400 億円(平成 23 年度税収額 財務省 HP より)よりも多くなります。

これを 25 年間徴収するとなると、約 2800 億円 × 25 年間 = 70 兆円となります。

上記はあくまでも概算ですが、将来的に所得税の税率が上がったり、所得控除の見直しなどがあると税収は更に上ることになります。

日本人は源泉徴収制度の影響で、税金を収めているという意識が低く、そのため政治に対する関心も他の国に比べて低いような気がします。

こうして徴収された復興税の使い道について、私たちはしっかりと意識していかなければならないと思います。いっしょに勉強して行きましょう。

## 2. 【会計税務】雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度

#### ・特別税額控除制度

平成23年度税制改正で創設された雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、この制度は、法人(法人税)、個人(所得税)のいずれにも適用がありますが、ここでは、法人を前提としてその制度の内容を確認していきます。

#### ・対象法人等

この制度の対象となるのは、青色申告書を提出する法人(風俗営業等を行っている法人は除きます)で、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、公共職業安定所長に届出を行ったものです。

雇用促進計画は、事業年度開始後2ヶ月以内に提出する必要があります。

対象期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度ですが、設立事業年度等は対象とはなりません。

#### ・適用要件

雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業(労働者が雇用される事業)を行っている法人について、次のすべてを満たしていることが要件となります。

なお、1～3の要件については、これらの要件を満たしていることについて、事業年度終了後2カ月以内に、公共職業安定所長の確認(証明)を受けることが必要です。

1. 適用事業年度および前事業年度において、会社都合による離職者がいないこと。
2. 基準雇用者数が5人以上(中小企業者等については2人以上)であること。

ここで、基準雇用者数とは雇用者の増加人数(摘要事業年度末の雇用者数 - 前事業年度末の雇用者数)をいいます。

また、雇用者とは法人の使用人(役員と特殊関係にある使用人、使用人兼務役員を除きます)のうち、雇用保険の一般被保険者に該当するものをいいます。

3. 基準雇用者割合が100分の10以上であること。

ここで基準雇用者割合とは、雇用者数の増加割合(基準雇用者数/前事業年度末の雇用者数)をいいます。

4. 給料等支給額が比較給与等支給額以上であること

ここで、給与等支給額とは、法人の所得の計算上損金の額に算入される給与等の支給額をいい、給与負担金等の支払いを受ける場合には、その金額を控除した金額です。

また、比較給与等支給額とは、前事業年度の法人の所得の計算上損金の額に算入される給与等の支給額に、当該給与等の支給額に基準雇用者割合を乗じて計算した金額の100分の30に相当する額を加算した金額をいいます。

#### ・税額控除限度額

税額控除限度額は、20万円×基準雇用者数で計算します。ただし、摘要事業年度の法人税の額の10%(中小企業者等については20%)が上限となっています。

なお、法人税だけでなく、法人住民税にも適用されることとなります。

### 3. 【ヒント・ヒント】 **ハードル**

海外旅行やクルマ、高級ブランド、アルコール飲料など広く、「若者の消費離れ」が進んでいるというが、しかし、若者の間で流行している商品や現象は確実に存在する。と電通総研研究員の西井美保子さんは言う。

最近、街コン（街と合コンの造語）が若者に受けている。

友達同士の飲み会の延長線上のような感覚で参加でき、嫌ならすぐに退席できる。ハードルを下げてブームになった。ハードルを下げ安心感を与えることこそ、若者向け商品・サービスの開発で重要なポイントだと思う。

仲間との同調性を何よりも重視する若者に、まずはハードルを下げて背中を押してあげ、安心感を伝えることが大切、と。

日経ビジネス搭載

### 4. 【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

< ご提案内容 >

#### 1. 経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

#### 2. マネージメント・パワー（社長ご自身の経営行動診断）

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢（思考と行動）の現状診断を行います。

### 5. 【セミナー情報】 **今後の開催セミナーのご案内**

#### **「1 から学ぼう相続税の仕組み」**

今後の税制改正、基礎控除額の大幅な引き下げにより相続税申告対象者の増加が見込まれます。

今まで、相続税とは縁の遠かった人たちも身近な問題となる可能性が出てきました。

そこで、相続税について全く知識がない方を対象に、これだけは知っておかなくてはならないと思われる

